

令和3年9月13日

保護者の皆様

長久手市立北小学校長 勝谷 晋也

緊急事態宣言延長に伴う教育活動について

保護者の皆様方には、日頃の教育活動に対してご理解とご協力をいただくとともに、感染拡大防止に向けてご配慮いただき、ありがとうございます。

さて、愛知県を対象に出ていました、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた緊急事態宣言ですが、9月30日まで延長されました。本校におきましては、長久手市教育委員会による「緊急事態措置延長に伴う教育活動ガイドライン」に基づき、下記のとおり対応いたします。ご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

(下線が今回の変更点です。)

記

1 一斉休校及び臨時休業について

一斉休校は、長久手市教育委員会からの指示に従います。

臨時休業の範囲や条件については、学校で家庭内感染ではない感染者が複数発症したときなど、学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、臨時休業の要否を保健所や学校医と相談の上、必要な場合に行います。なお、臨時休業を行う場合は、必要な対策として学級あるいは学年・学校単位で行うこととし、期間の上限は5～7日間とします。

【学級閉鎖】

○以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施します。

- ①同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
- ②感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
- ③1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
- ④その他、設置者で必要と判断した場合

○学級閉鎖の期間としては、5～7日程度を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断します。

【学年閉鎖】

○複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施します。

【学校全体の臨時休業】

○複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施します。

2 学校内で感染者が発症した場合の対応について

感染者本人の行動履歴等のヒアリングおよび濃厚接触者の特定は通常は保健所が行います。なお、保健所からの依頼により、校内の濃厚接触者等の候補者リスト作成に協力する場合があります。（保健所業務の補助）また、児童生徒の健康状況等の把握のた

め、学校から家庭へ連絡をする場合があります。

3 感染症対策について

教育活動（学習、給食、清掃等）における感染症対策は、愛知県教育委員会や長久手市教育委員会からの通知および「新型コロナウイルス感染症に関する本校の対応について（北小ガイドライン R3.4.7版）」に記載した対策を徹底し、感染防止に努めます。

学習活動については、感染症対策を適切に実施して行います。ただし、感染対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動は実施しません。

4 学校行事について

感染症予防の3つの条件（①密閉 ②密接 ③密集）が重ならないように工夫します。場合によっては、縮小したり、延期したり、実施を見合わせたりします。

なお、校外学習などの校外行事は、近隣の徒歩での活動をのぞき、中止または延期とします。

(1) 5年生野外活動 9月13日（月）14日（火）

⇒12月15日（水）16日（木）に延期します。

(2) 授業公開 9月27日（月）⇒中止とします。

(3) 1年生校外学習（東山動物園）9月15日（水）

⇒11月16日（火）に延期します。

(4) 2年生校外学習（名古屋港水族館）10月1日（金）

⇒11月24日（水）に延期します。

(5) 各学年校外学習

緊急事態宣言中は、近隣の徒歩での活動をのぞき、中止または延期とします。

5 部活動について

(1) 部活動を実施する場合は、校内の活動のみとします。ただし、活動については平日4日以内とし、活動は90分以内とします。土日及び短縮授業中は実施しません。

(2) 練習試合を含めて、対外試合は実施しません。

(3) 10月に予定されていました、球技大会は中止となりました。現在、代替の試合について検討中です。

(4) 活動の中止等は部活動ごとにお知らせします。

6 児童の健康状態の把握等について

(1) ご家庭でも検温、健康状態の確認をし、発熱やかぜ等の症状がある場合は、登校させないでください。

(2) 同居のご家族に発熱やかぜ等の症状がある場合も登校を控えさせてください。

(3) 同居のご家族が濃厚接触者となった場合、検査で陰性が判明するまでは、登校させないでください。

(4) 児童に発熱等のかぜ症状があり、すぐに治まった場合（夜に発熱し、翌朝解熱）でも、念のため1日程度、登校を控え受診してください。

(5) 本人及び同居のご家族がかぜ等の症状によりPCR検査等を受ける場合、検査結果が判明した場合は、学校に連絡をお願いします。

(6) 新型コロナウイルス感染症に関して、登校や学校生活を送ることに不安がある場合は、学校にご相談ください。

(7) 上記の新型コロナウイルス感染症に関する欠席については、すべて出席停止となります。学校への連絡は連絡帳ではなく、電話で結構です。

7 その他

- (1) ご家庭におきましても、家族を含めた毎日の健康観察を実施し、検温の実施、手洗い、うがいの励行、休日を含めての児童同士のカラオケや会食を自粛すること、不要不急の外出を控えるなどして、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けてご協力をお願いします。
- (2) 今後、地域の感染レベルに変更があり、教育活動に大きな影響が生じることになった場合は、再度ガイドラインを配付します。
- (3) 新型コロナウイルス感染者が判明したときのメール配信については、本校で感染者が発症した場合のみ送信します。
- (4) 新型コロナウイルス感染症に関して、感染者に対する差別や偏見、誹謗中傷等が行われることを心配します。誰もが感染する可能性があるものであり、感染者や濃厚接触者となった方への人権尊重、個人情報保護にくれぐれもご理解とご配慮をお願いします。
- (5) 長久手市教育委員会「緊急事態宣言延長に伴う教育活動ガイドライン」および「新型コロナウイルス感染症に関する本校の対応について（北小ガイドライン R3.4.7版）」については本校ホームページからご覧いただけます。

連絡先 長久手市立北小学校 <0561-62-9292>